

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

【公告】

○ 落札者等の決定

環境管理課

○ 平成二十九年年度職業訓練指導員試験の実施

労働雇用政策課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 二級建築士の懲戒処分

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○

〃

○

〃

○

〃

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

〃

○

〃

◎岡山県告示第四百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所 アスクラス

2 所在地

岡山県総社市真壁一五八番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社CRAS

2 所在地

岡山県岡山市中区雄町六〇一番地一

三 廃止年月日

平成二十九年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一〇六

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔三六〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県大気汚染常時監視システムの更新及び保守管理業務

二 契約期間

平成三十年三月一日から平成三十七年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部環境管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月一日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス

兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目五番二二号

六 落札金額

一月当たり七〇四、七七五円（うち消費税額及び地方消費税の額五二、二〇五円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月九日

〔三六一〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、平成二十九年年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 学科試験を実施する免許職種

機械科、配管科、塗装科及び造園科

2 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、機械科、配管科、塗装科及び造園科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	学科試験の科目
機械科	<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 機械工学（機械要素 機構と運動）</p> <p>(2) 材料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤）</p> <p>(3) 工作法（NC加工法 機械工作法 治具 工具）</p> <p>(4) 測定法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験）</p> <p>(5) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>(1) 加工法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法）</p> <p>(2) 機械製図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）</p>

配管科	塗装科	造園科
<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 建築工学（建築設備 配管設備 建築構造 建築施工）</p> <p>(2) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>(1) 配管設備（上下水道設備 ガス設備 冷暖房設備 空気調節設備）</p> <p>(2) 配管製図（読図法 配管図）</p> <p>(3) 施工法（管工作法 配管施工 試験測定法 配管用材料 仕様及び積算）</p>	<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) デザイン（文字 構成 色彩 模様）</p> <p>(2) 塗装一般（塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規）</p> <p>(3) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>塗装法（金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算）</p>	<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 植物（植物学 植物病理学 農薬）</p> <p>(2) 土及び肥料（土 肥料）</p> <p>(3) 農業機械及び施設（農業機械 農業施設 器具）</p> <p>(4) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p>

一 2の免許職種	2 専攻学科 (1) 造園法（庭園 造園計画及び設計 造園工事法 造園管理 造園機械 仕様及び積算） (2) 材料（造園植物 造園用材料）
一 2の免許職種	指導方法

三 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - (1) 法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - (2) 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
 - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

次のいずれかに該当する者は、それぞれ次に定める試験の免除を受けることができる。

- (1) 規則第四十六条の表の上欄に該当する者 それぞれ同表の下欄に掲げる試験
- (2) 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第四百一十一号）附則第二条に規定する者 学科試験のうち関連学科

五 試験の日時

- 1 一 1の免許職種に係るもの
 - (1) 指導方法
平成二十九年十月二十七日（金曜日）午前十一時から正午まで
 - (2) 関連学科
平成二十九年十月二十七日（金曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 2 一 2の免許職種に係るもの

六 試験場所

平成二十九年十月二十七日（金曜日）午前十一時から正午まで

岡山県庁分庁舎共用会議室一〇一（岡山市中区古京町一―七―三六）

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二―四―六

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の受付期間

持参の場合は、平成二十九年九月十一日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）中の午前八時三十分から午後五時までの間、受け付ける。なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、同月二十九日の消印があるものまで受け付ける。

4 受験手数料

受験手数料として三千百円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。

八 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該指導方法に限り合格とする。

3 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点が

あり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九 合格発表の方法

平成二十九年十一月十日（金曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するか、合格者には書面で通知する。

十 その他

1 受験申請書は、岡山県産業労働部労働雇用政策課において交付する。なお、受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。

2 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三八七）に問い合わせること。

〔三六二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈義町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町全域	測量区域
公共測量（数値写真撮影、二五〇〇分の一地形図修正）	測量の種類
平成二十九年八月七日から平成三十年三月三十一日まで	測量期間

〔三六三〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした年月日

平成二十九年八月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

山本 克也 二級建築士 岡山県知事登録第七九五七号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する二級建築士として、建築士法第二十二条の二第二号の規定による二級建築士定期講習を、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の三十六の規定により平成二十七年三月三十一日までに受けなければならぬにもかかわらず、同日までに当該講習を受けず、同年四月一日からも、建築設計工房アーツ・クラフト（岡山県知事登録第六三二二二号）に所属し、平成二十九年五月十七日に当該講習を受けた。

〔三六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字池田六七六一六、六七七一八、六七八一六、六七九一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市鳥羽八〇一一九中庄コリーヌ東B一二〇一

加來健太郎

三 許可番号

岡山県指令建指第五〇号

〔三六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字池田六七七一〇、六七八一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄二三四三ーール・シエルⅡ二〇一号

入矢 大輔

入矢 智恵

三 許可番号

岡山県指令建指第五〇号

〔三六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美 総社市清音柿木字美濃郷四七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区福浜町一―一二カルチャータウン福浜B棟一〇一

前原 啓二

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇号

〔三六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字野荒四一八一七、四一八一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区大福七〇七一ニイルサローネ一〇

八木 義志

八木 舞花

三 許可番号

岡山県指令建指第九四号

〔三六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上後ヒン前一一九二―四、一一九二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一六四―一プロヌーブKEN C一〇七

加井野幹博

三 許可番号

岡山県指令建指第九九号

◎岡山県公安委員会告示第二百二十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十八日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	平成二十九年十一月七日（火曜日）から同月十四日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- (1) 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年九月十九日（火曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

◎岡山県公安委員会告示第百三十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年八月十八日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トランプ射撃(トランプから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十九年十月二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十月四日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年十月九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十月十二日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年十月十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十月二十三日(月) 午前十時	倉敷国際射撃場

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

<p>平成二十九年十月二十四日(火) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十九年十月三十日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月六日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月九日(木) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月十三日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月十五日(水) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月二十日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月二十二日(水) 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十九年十一月二十七日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十九年十二月四日(月) 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十九年十月四日（水） 午前九時	平成二十九年十月二日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十九年十二月六日（水） 午後一時	平成二十九年十二月十一日（月） 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年十二月十四日（木） 午後一時	平成二十九年十二月十八日（月） 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年十二月二十一日（木） 午後一時	平成二十九年十二月二十五日（月） 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

午前九時 平成二十九年十月三十日(月)	午前九時 平成二十九年十月二十七日(金)	午前九時 平成二十九年十月二十五日(水)	午前九時 平成二十九年十月二十三日(月)	午前九時 平成二十九年十月二十日(金)	午前九時 平成二十九年十月十八日(水)	午前九時 平成二十九年十月十六日(月)	午前九時 平成二十九年十月十三日(金)	午前九時 平成二十九年十月十一日(水)	午前九時 平成二十九年十月六日(金)
------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

午前九時 平成二十九年十一月二十四日（金）	午前九時 平成二十九年十一月二十二日（水）	午前九時 平成二十九年十一月二十日（月）	午前九時 平成二十九年十一月十七日（金）	午前九時 平成二十九年十一月十五日（水）	午前九時 平成二十九年十一月十三日（月）	午前九時 平成二十九年十一月十日（金）	午前九時 平成二十九年十一月八日（水）	午前九時 平成二十九年十一月六日（月）	午前九時 平成二十九年十一月一日（水）
--------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

平成二十九年十一月二十七日(月) 午前九時	平成二十九年十一月二十九日(水) 午前九時
--------------------------	--------------------------

3 スキート射撃(クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十九年十月四日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年十月六日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十月十二日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年十月十三日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十月二十日(金) 午前十時	
平成二十九年十月二十四日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十九年十月二十七日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

午前十時	平成二十九年十一月三日(金) 午前十時	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十九年十一月九日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年十一月十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十九年十一月十五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年十一月十七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十九年十一月二十二日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十九年十一月二十四日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十九年十二月一日(金) 午前十時	
午後一時	平成二十九年十二月六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年十二月八日(金)		倉敷市福田町浦田七四〇―一

午前十時	倉敷国際射撃場
平成二十九年十二月十四日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十九年十二月十五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年十二月二十一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十九年十二月二十二日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3
る。講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

◎岡山県公安委員会告示第百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年八月十八日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年十月三日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十九年十月三日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十九年十月十日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十九年十月十七日(火) 午前九時	
平成二十九年十月二十四日(火) 午前九時	
平成二十九年十月三十一日(火) 午前九時	
平成二十九年十一月七日(火)	

平成29年8月18日 岡山県公報 第11915号

午前九時	平成二十九年十一月七日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十九年十一月十四日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田三二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十九年十一月二十一日(火) 午前九時		
平成二十九年十二月二十八日(火) 午前九時		
平成二十九年十二月五日(火) 午前九時		
平成二十九年十二月十二日(火) 午前九時		
平成二十九年十二月十九日(火) 午前九時		

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。